

## 令和5年度

# 市民税 特別徴収関係書類綴り

### 令和5年度 納期限一覧

期別	月別(徴収月)	納期限	期別	月別(徴収月)	納期限
1	令和5年6月分	令和5年7月10日	7	令和5年12月分	令和6年1月10日
2	令和5年7月分	令和5年8月10日	8	令和6年1月分	令和6年2月13日
3	令和5年8月分	令和5年9月11日	9	令和6年2月分	令和6年3月11日
4	令和5年9月分	令和5年10月10日	10	令和6年3月分	令和6年4月10日
5	令和5年10月分	令和5年11月10日	11	令和6年4月分	令和6年5月10日
6	令和5年11月分	令和5年12月11日	12	令和6年5月分	令和6年6月10日

地方税共通納税システム等を利用して納入する際には、特別徴収義務者の「指定番号」をお間違えのないようご注意ください。

### かほく市

〒929-1195 石川県かほく市宇野気ニ81番地  
電話 (076)283-1114(直) FAX (076)283-3761

担当課 総務部 税務課

## 目 次

	ページ
・送付書類について .....	(1)
・給与所得に係る特別徴収事務取扱要領について .....	(1)～(3)
◎特別徴収について	
◎特別徴収税額の納入について	
◎退職・転勤・就職等の異動の届出について	
◎特別徴収税額の変更	
◎延滞金の計算方法	
◎特別徴収税額通知書に記載された事項について不服があるとき	
・退職所得の分離課税に係る特別徴収事務取扱要領について .....	(4)～(5)
・給与所得に係る特別徴収事務の届出様式について .....	(6)
・記載例（退職・一括徴収・転勤） .....	(7)～(10)
・各種届出様式	
{ 異動届出書（3部）	
{ 特別徴収切替届出書（2部）	
{ 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
{ 特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	
・ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書 .....	末尾

市のホームページからダウンロード  
できます。用紙が不足する場合など  
ご利用ください。

令和5年5月

特別徴収義務者 様

かほく市長

### 令和5年度市民税・県民税の特別徴収について

平素は市民税・県民税の特別徴収事務につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度の市民税・県民税特別徴収税額を別紙税額通知書のとおり決定いたしましたので、この『つづり』をご参照のうえ、より一層のご協力を賜りますようお願いいたします。

記

#### 送付書類

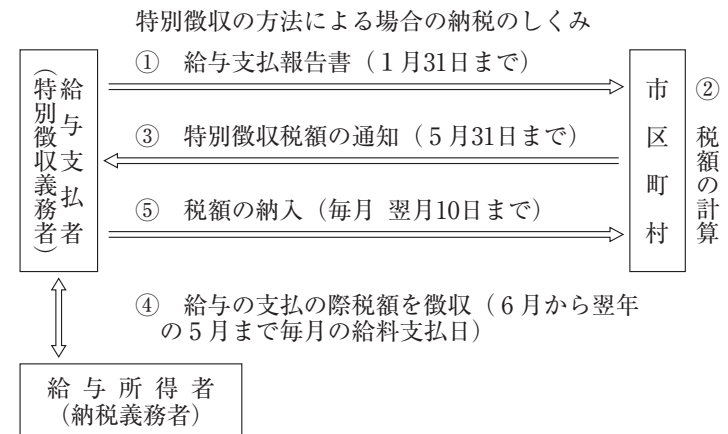
- ①市民税・県民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- ②市民税・県民税特別徴収税額の通知書（納税義務者用）
- ③市民税・県民税特別徴収関係書類綴り
  - ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
  - ・特別徴収切替届出書
  - ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書
  - ・特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書
  - ・ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書
- ④市民税・県民税特別徴収に係る納入書（月割）

### 給与所得に係る特別徴収事務取扱要領

#### ◎特別徴収について

##### 1. 特別徴収とは

給与所得者の市民税・県民税の納付の便宜をはかるため、給与の支払者が毎月の給与の支払いの際に、市町から通知のあった税額を6月から翌年5月までの12回給与から天引きし、翌月10日までに納入していただく制度です。



##### 2. 特別徴収する範囲

前年中に給与所得があり、かつ4月1日現在において引き続き給与の支払いを受けている人に対しては、原則として特別徴収の方法により、市民税・県民税を徴収することになっています。

##### 3. 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により、市民税・県民税を徴収されることとなる給与所得者に対し、4月1日現在給与の支払いをしている所得税の源泉徴収義務者をかほく市税条例第45条の規定により、特別徴収義務者として指定します。

#### 4. 特別徴収税額の通知について

特別徴収の方法により徴収する場合は、地方税法第321条の4の規定により5月31日までに特別徴収義務者に対して通知することになっています。なお、通知書の内容は次のとおりです。

##### (1) 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

この通知書は、特別徴収義務者を指定するとともに各納税義務者から徴収し、納入していただく市民税・県民税の合計額と個人別明細書の通知です。

##### (2) 特別徴収税額通知書（納税義務者用）

この通知書は納税義務者に市民税・県民税の特別徴収税額を通知するためのものですから、切り離して本人にすみやかにお渡しください。

#### ◎特別徴収税額の納入について

##### 1. 納税義務者からの徴収

「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に個人別に記載されている月割額（納付額）を、6月から翌年5月まで毎月給与を支払う際に徴収していただくことになります。

ただし、年税額が5,500円以下の方については、6月に支払う給与から全額徴収し、納入していただくことになります。

##### 2. 特別徴収税額の納入

###### (1) 納入期限

月割額を徴収した月の翌月10日（10日が民法等に規定する休日の場合はその翌日、また土曜日の場合はその翌々日の月曜日）です。

###### (2) 納入方法

###### ①地方税共通納税システム

全国の市区町村へ電子納税することができます。

※具体的な利用方法等については、e L T A X（地方税ポータルシステム）ホームページをご覧ください。

※電子納税により、納入された場合、次年度からは納入書を同封しませんのでご了承ください。

#### ②納入書

各納税義務者から徴収された月割額の合計額を別添の納入書で納入してください。

##### 〈注意事項〉

1 納入書は、令和5年6月分から令和6年5月分までの12カ月分と予備分（1枚）の計13枚を綴ってあります。

※前年度に地方税共通納税システムにて納入された特別徴収義務者へは納入書を同封しておりませんので、納入書が必要な場合は、ご連絡ください。

2 各月分の納入書には、納入すべき金額が「納入金額(1)」欄に印字されています。退職・転勤等で税額変更があった場合は、異動届提出後に送付される、税額変更後の納入書をご使用ください。

3 退職所得に係る市民税・県民税については、納入書の「退職所得分」の欄に納入金額を記入し、その月の他の納税義務者に係る特別徴収税額と合わせて納入してください。

また、納入済通知書裏面の「納入申告書」に必要事項を記入してください。

4 O C R処理の都合上、極力当市の納入書をご使用いただき、汚したり折り曲げたりしないでください。また、納入金額に変更のない場合は、何も記入しないでください。

5 納入場所については、次のかほく市指定金融機関またはかほく市収納代理金融機関で納めてください。

なお、ゆうちょ銀行（郵便局）を希望される場合は、本書末尾の『ゆうちょ銀行（郵便局）指定通知書』をご利用ください。

##### (3) 納期の特例について

常時10人未満の事業所で、あらかじめ申請によって市長の承認を受けた場合に限り、6月から11月分については12月10日まで、12月から翌年5月分については翌年6月10日までの年2回で納入することができます。納期の特例について承認を受けた特別徴収義務者は、翌年度以降も特例対象となりますが、給与の支払人員が10人未満でなくなった場合など納期の特例事業所に該当しなくなった場合は、早急にその旨を届け出てください。

## 取扱金融機関の名称

(株) 北 國 銀 行	(株) 北 陸 銀 行
金 沢 信 用 金 庫	の と 共 栄 信 用 金 庫
興 能 信 用 金 庫	石 川 か ほ く 農 業 協 同 組 合
(株) ゆ う ち ょ 銀 行	

※上記金融機関の本店および、各支店でも納入することができます。

### ◎退職、転勤、就職などの異動の届出について

納税義務者が退職・転勤・その他の事由で給与の支払いを受けなくなった場合や、就職により普通徴収から特別徴収に切り替える場合は(6)ページ「給与所得に係る特別徴収事務の届出様式について」以降を参照のうえ、必要な届出書を作成し、翌月10日までに提出してください。

#### [注意]

- 1 上記の手続きがないと給与支払者が滞納となり、督促を受けることとなります。また、納税義務者が一度に多額の税金を納めることとなりますので、異動が生じたら必ず手続きをしてください。
- 2 1月2日以降から翌年度の納税通知が届くまでの間に出国される方へは、自身の代わりに税金の手続きを行う方(納税管理人)を届出するようご案内ください。

### ◎特別徴収税額の変更

特別徴収税額が変更されたときは、「市民税・県民税特別徴収税額変更通知書」をお送りしますので、変更された月割額により徴収し、税額変更後の納入書で納入してください。

### ◎延滞金の計算方法

特別徴収税額を納期限までに納入されないときは、納期限の翌

日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。)に年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%)の割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合(以下「延滞金特例基準割合」という。))が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合)とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

なお、給与の支払が遅れる等、納入が納期限後になる場合は、その事由と支払予定日をご連絡ください。

### ◎特別徴収税額通知書の記載事項に不服があるとき

お送りした税額通知書等の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

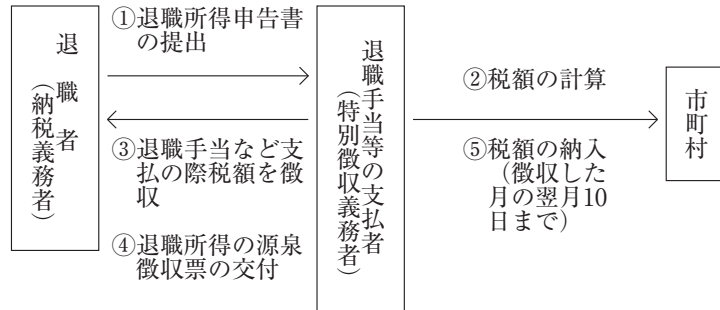


## 退職所得の分離課税に係る特別徴収事務取扱要領

退職所得は他の所得と区分して、退職手当等を支払われる月に市民税・県民税額を算出した額を徴収し、翌月10日までに別添の市民税・県民税特別徴収納入書（納入書の記載にあたっては、必ず納入金額欄の退職所得分の欄に税額を記載するほか、裏面の納入申告書に所要事項を記入してください。）により金融機関等で納入ください。

なお、退職所得の分離課税に係る所得割の納入先は退職手当等を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在における住所の所在市町村です。

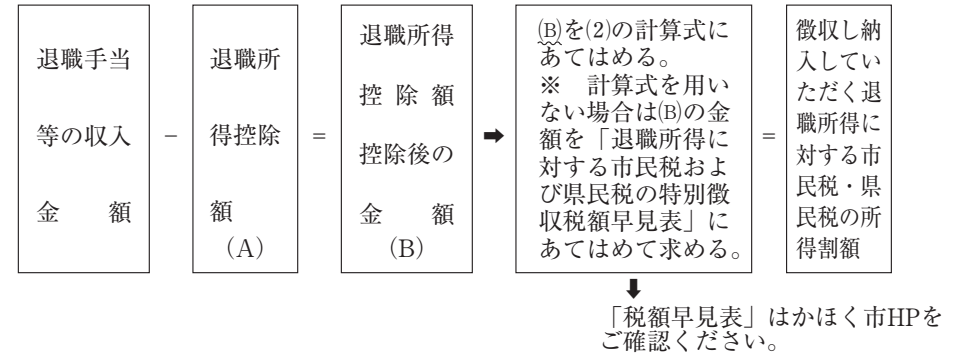
※個人事業主の方は、納入書裏面の「納入申告書（金融機関を經由）」には個人番号を記入せず、別途「退職所得に係る市県民税納入内訳書」に個人番号を記入のうえ郵送等でご提出ください。



※退職所得申告書の写しの提出または、「退職所得に係る市県民税納入内訳書」提出のご協力をお願いしております。内訳書の様式は任意としておりますが、以下の項目は必須とさせていただきます。

- 退職手当等の支払を受ける者の住所・氏名
- 退職手当支払金額・支払日
- 障害退職・特定役員（該当のみ）
- 勤続期間・勤続年数
- 特別徴収税額（市民税額と県民税額）
- その他退職所得の支払の有無

税額の計算は次の図式によってください。



### (1) 退職所得控除額の計算（Aの計算）

次の表により計算してください。

勤続年数	退職所得控除額
20年までの場合	40万円×勤続年数（最低80万円）
20年を超える場合	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

なお、障害者になったことにより退職したと認められるときは、上記控除額に100万円を加えた金額が控除されます。

また、死亡により支払われる退職手当等については、相続税の課税対象となりますので課税されません。

### (2) 税額の計算

#### ① 市民税額（簡易計算式）

$$B \text{の金額} \times \frac{1}{2} (\text{※}) \times \text{税率} (6\%) = \text{市民税額} \quad \left( \begin{matrix} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{matrix} \right)$$

#### ② 県民税額（簡易計算式）

$$B \text{の金額} \times \frac{1}{2} (\text{※}) \times \text{税率} (4\%) = \text{県民税額} \quad \left( \begin{matrix} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \end{matrix} \right)$$

※勤続年数5年以内の法人役員等（法人の取締役、執行役等、国会議員、地方議会議員、国家公務員、地方公務員）の退職については、 $\frac{1}{2}$ をしない。

※法人の役員については、法人税法第2条第15号に規定する役員。  
 ※勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職金の金額から退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、全額が課税対象となり、300万円以下の部分は $\frac{1}{2}$ をする。

※勤続年数が5年以内については、税額早見表と特別徴収税額が異なりますので、上記税額の計算によって計算してください。

(3) 税額の計算例

〈例1〉

退職手当等の収入金額	3,000万円
勤続年数	30年

退職所得控除額

$$700,000 \text{円} \times (30 - 20) \text{年} + 8,000,000 \text{円} = 15,000,000 \text{円}$$

退職所得控除額控除後の金額

$$(30,000,000 \text{円} - 15,000,000 \text{円}) \times \frac{1}{2} = 7,500,000 \text{円}$$

税額の計算

$$\text{市民税額 } 7,500,000 \text{円} \times 6\% = \underline{450,000 \text{円}}$$

$$\text{県民税額 } 7,500,000 \text{円} \times 4\% = \underline{300,000 \text{円}}$$

合計税額 750,000円

〈例2〉 勤続年数5年以内の法人役員等の退職の場合

退職手当等の収入金額	1,000万円
勤続年数	5年

退職所得控除額

$$400,000 \text{円} \times 5 \text{年} = 2,000,000 \text{円}$$

退職所得控除額控除後の金額

$$10,000,000 \text{円} - 2,000,000 \text{円} = 8,000,000 \text{円}$$

税額の計算

$$\text{市民税額 } 8,000,000 \text{円} \times 6\% = \underline{480,000 \text{円}}$$

$$\text{県民税額 } 8,000,000 \text{円} \times 4\% = \underline{320,000 \text{円}}$$

合計税額 800,000円

〈例3〉

退職手当等の収入金額	500万円
勤続年数	20年

退職所得控除額

$$400,000 \text{円} \times 20 \text{年} = 8,000,000 \text{円}$$

退職所得控除額控除後の金額

$$(5,000,000 \text{円} - 8,000,000 \text{円}) \times \frac{1}{2} = 0 \text{円}$$

納税額 0円

〈例4〉 勤続年数5年以内の法人役員等以外の退職の場合

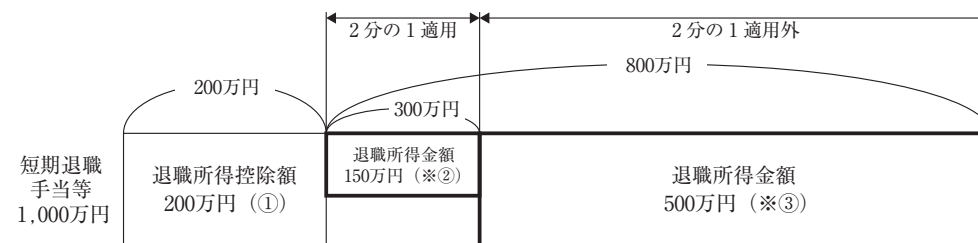


短期退職手当等の支給額：1,000万円

**【短期退職手当等に係る退職所得金額の計算方法】**

$$\text{150万円} + \{ \text{1,000万円} - (\text{300万円} + \text{200万円}) \} = \text{650万円}$$

② 短期退職手当等の収入金額
① 退職所得控除額 (40万円×継続年数5年)
②+③ 退職所得金額



※② 300万円以下の部分  
 ※③ 300万円を超える部分

税額の計算

$$\text{市民税額 } 6,500,000 \text{円} \times 6\% = \underline{390,000 \text{円}}$$

$$\text{県民税額 } 6,500,000 \text{円} \times 4\% = \underline{260,000 \text{円}}$$

合計税額 650,000円

## 給与所得に係る特別徴収事務の届出様式

※下記の様式については、当市のホームページに掲載されていますので印刷してご利用ください。  
また、eLTAX（地方税ポータルシステム）により、インターネットを利用して届出をすることができます。

### ◎給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

納税義務者が退職・転勤・その他の事由で給与の支払いを受けなくなった場合については、その事由が発生した月分までの月割額を納入していただくと共に、異動のあった翌月の10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。

#### 1. 退職の場合

##### (1) 退職の日が12月31日までの場合（普通徴収または一括徴収を選択）

退職月以後の未徴収税額について、転勤等で特別徴収が継続されるものを除き、納税義務者の選択により普通徴収への切替か、または、特別徴収で一括徴収することができます。なお、退職月以後の未徴収税額については、納税義務者から一括徴収により納めたい旨の申し出があり、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。

##### (2) 退職の日が翌年1月1日以降の場合（一括徴収）

退職月以後の未徴収税額については、納税義務者からの申し出がなくても、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。

#### 2. 転勤の場合

転勤の場合は、未徴収税額や転勤前後の新・旧特別徴収義務者（勤務先）の名称および所在地等の必要事項を記載のうえ提出してください。

この場合、新特別徴収義務者（新勤務先）へは、次回からの月割額（月分）を徴収していただくよう、必ずご連絡願います。

※特別徴収継続の申出が、翌年の4月中にあった場合は、年度末に近い場合も特別徴収が困難な場合がありますので、この場合には特別徴収の方法によらなくてもよいこととされています。

### ◎特別徴収切替届出書

就職した納税義務者を普通徴収から特別徴収へ切り替える場合には、「特別徴収切替届出書」に特別徴収の開始月や納入書の要否など必要事項を記載のうえ提出してください。

### ◎特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

給与支払者の所在地移転や名称の変更などがあった場合に提出してください。

### ◎市民税・県民税（特別徴収）の納期の特例承認申請書

※(2)ページ「(3)納期の特例について」を参照してください。



【記載例 1】

退職（未徴収税額を普通徴収にする場合）

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※個人事業主様が特徴義務者としてご自分の個人番号を記載される際は、提出時に本人確認書類も必要となります。

かほく市長 宛 令和 5 年 12 月 14 日提出		所在地 〒 929 - 1195 石川県かほく市宇野気二▲▲番地	特別徴収義務者 指 定 番 号 宛 名 番 号	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ ギョウセイ タロウ		フリガナ (カブ)カホクショウジ	所属 総務課	
氏 名 行政 太郎		氏名又は名称 (株)かほく商事	氏 名 かほく花子	
生年月日 S●● 年 ●● 月 ●● 日		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0	電 話 (●●●●)●●●●-●●●● 内線 ( )	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0		特別徴収税額 (年 税 額)	担 当 者 先	
受給者番号		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	電 話	
1 月 1 日 現在の住所 高松ク●●番地●		(イ) 徴収済額	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由
異動後の住所 同上		6 月から 12 月まで 70,000 円	令和 5 年 12 月 31 日	
		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 50,000 円	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
			1. 退職 2. 退職 3. 職 4. 死 5. 支 6. 合 7. 併 【事由・理由】	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)

※異動があった場合はすみやかに提出してください。

1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号	受給者番号	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
所在地	担当者 連絡先	右から 番号を 記 入	1. 必要 2. 不要
フリガナ	氏 名	内線 ( )	
氏名又は名称	電 話		

2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。	
理由	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	月 日	円	
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため			

3. 普通徴収の場合		※市町村記入欄
理由		
1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		
2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため		
3. 死亡による退職であるため		

★毎年 1 月 1 日以降の退職で、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。  
★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課(076-283-1114)までお問い合わせください。

**【記載例 2】**

退職一括徴収（未徴収税額を一括徴収する場合）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

※個人事業主様が特徴義務者としてご自分の個人番号を記載される際は、提出時に本人確認書類も必要となります。

かほく市長 宛 令和 5 年 9 月 16 日提出		所在地 〒 929 - 1195 石川県かほく市宇野気ニ▲▲番地	特別徴収義務者 指定番号 宛 名 番 号	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ ギョウセイ タロウ		フリガナ (カブ)カホクショウジ	担 連 所 属 当 絡 氏 名 者 先 電 話	総務課 かほく花子 (●●●)●●●-●●●● 内線 ( )
氏 名 行政 太郎	フリガナ ギョウセイ タロウ	氏名又は名称 (株)かほく商事	個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0	特別徴収義務者 指定番号 宛 名 番 号 [かほく市の指定番号を記入]
生年月日 S●● 年 ●● 月 ●● 日	特別徴収税額 (年 税 額)	徴 取 済 額	未 徴 収 税 額 (ア) - (イ)	異動年月日
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0	120,000 円	6 月から 8 月まで 30,000 円	9 月から 5 月まで 90,000 円	令和 5 年 9 月 30 日
受給者番号	異動後の住所 同上	異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収方法
1 月 1 日 現在の住所 高松ク●●●番地●	1 1. 退職・長 2. 退職・長期 3. 退職・不定期 4. 死・少額・解 5. 合併・の 6. 合併・の 7. その他 (事由・理由)		2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

※異動があった場合はすみやかに提出してください。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	新規	法人番号	
所 在 地		担 当 者 連 絡 先	所 属 氏 名 電 話
フリガナ			
氏名又は名称			

新しい勤務先へは、1月1日以降に退職された場合は、一括徴収をしなければなりません。

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 5 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴 取 予 定 月 日	徴 取 予 定 額 (上記 (ウ) と同額)	左記の一括徴収した税額は、 9 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		9 月 22 日	90,000 円	

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
-----	--	---------

★毎年 1 月 1 日以降の退職で、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。  
★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課 (076-283-1114) までお問い合わせください。

**【記載例 3】**

転勤（転勤先で特別徴収を継続する場合：旧事業所から届出）

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
特別徴収

※個人事業主様が特徴義務者としてご自分の個人番号を記載される際は、提出時に本人確認書類も必要となります。

かほく市長 宛 令和 5 年 12 月 14 日提出		所在地 〒 929 - 1195 石川県かほく市宇野気二▲▲番地	特別徴収義務者 指定番号 宛名番号	年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ ギョウセイ タロウ		フリガナ (カブ)カホクショウジ	所属 総務課	
氏名 行政 太郎		氏名又は名称 (株)かほく商事	氏名 かほく花子	
生年月日 S●● 年 ●● 月 ●● 日		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0	電話 (●●●●)●●●●-●●●● 内線 ( )	
個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	(イ) 徴収済額 6 月から 12 月まで 70,000 円	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ) 50,000 円
受給者番号		異動年月日 令和 5 年 12 月 31 日	異動の事由 2 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 【事由・理由】	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
1 月 1 日 現在の住所 高松ク●●番地●		異動後の住所 同上		

※異動があった場合はすみやかに提出してください。

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 新規	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0 0	新しい勤務先へは、月割額 10,000 円を 1 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
所在地 〒 929 - 1193 かほく市浜北ハ■-■		フリガナ (カブ)カホクショウジ ナナツカシヤ	氏名 七塚花子	受給者番号
氏名又は名称 (株)かほく商事 七塚支社		担当者 連絡先	電話 (▲▲▲)▲▲▲-▲▲▲▲ 内線 ( )	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		理由 右から 番号を入 記	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で す。
------------	--	------------------------	--	-------------------------------------

**新規に該当する場合は丸で囲み、特別徴収義務者指定番号は空欄のままとしてください。**

3. 普通徴収の場合		理由 右から 番号を入 記	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	記入欄
------------	--	------------------------	--	-----

★毎年 1 月 1 日以降の退職で、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。  
★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課(076-283-1114)までお問い合わせください。

【記載例 4】

特別徴収切替届出書

※この届出につきましては、個人事業主様が特徴  
義務者の場合、個人番号の記載は不要です。

(あて先)  かほく市長 宛	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 0 0 0	特別徴収義務者 指 定 番 号	[かほく市の指定番号を記入] 新規		
		住所(居所) 又は所在地	〒 929 - 1193 石川県かほく市浜北ハ▲番地▲		連 絡 先	係 名	総務課
		フリガナ				担当者氏名	七塚花子
		氏 名 又は名称	(株)かほく商事 七塚支社			電 話 番 号	( ●●●● ) ●●●● - ●●●●

新規に該当する  
場合は、丸で囲み、  
指定番号は空欄  
のままとしてくだ  
さい。

下記の者を特別徴収としますので報告します。

		提 出 日	令和 5 年 12 月 14 日
給 与 所 得 者	受 給 者 番 号	1 2 3 4 5	
	フ リ ガ ナ	ギョウセイ タロウ	
	氏 名	行政 太郎	
	住 所 ( 居 所 )	かほく市高松ク●●●番地●	
	生 年 月 日	明治 大正 ●● 年 ●● 月 ●● 日 昭和 平成	
	普通徴収で何期分まで納付していますか (該当するものすべてに「○」をしてください)	<input checked="" type="radio"/> 1期 <input type="radio"/> 2期 <input type="radio"/> 3期                    4期                    未納付	
	何月分から特別徴収で納付しますか	令和 6 年 1 月分( 2 月 13 日納期限分)	納 入 書 の 送 付  <input checked="" type="radio"/> 要 (納入書を利用し、納付 します) <input type="radio"/> 不要 (金融機関の地方税納入 サービス等を利用し、 納付します)
	備 考		

給与所得者(本人)にご確認ください。

★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課(076-283-1114)までお問い合わせください。



# 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※個人事業主様が特徴義務者としてご自分の個人番号を記載される際は、提出時に本人確認書類も必要となります。

※異動があった場合はすみやかに提出してください。

かほく市長 宛 令和 年 月 日提出	給与支払義務者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -										特別徴収義務者指定番号	※必ず記入してください。		
		フリガナ											宛番号			
		氏名又は名称											担連当者先	所属		
		個人番号又は法人番号											氏名	氏名		
												電話	内線 ( )			

給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名	生年月日	年	月	日	月	年	月	日
個人番号	受給者番号			月	月	年	1. 退職 2. 転職 3. 死亡 4. 支払少額 5. 合併 6. 支所 7. その他 (事由・理由)	右から番号を記入	
1月1日現在の住所	異動後の住所	円		円	円	年	右から番号を記入	右から番号を記入	

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。					
新しい徴収義務者先	特別徴収義務者指定番号	新規 法人番号 _____										受給者番号 _____	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	右から番号を記入	1. 必要 2. 不要
	所在地	〒 -													
	フリガナ														
	氏名又は名称														
										担当者連絡先	所属	内線 ( )			
										氏名					
										電話					

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。	
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため								徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため								月	日
										円	

3. 普通徴収の場合										※市町村記入欄
理由	右から番号を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため								

★毎年1月1日以降の退職で、未徴収税額を超える給与等の支払がある場合は、一括徴収が義務付けられています。  
★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課(076-283-1114)までお問い合わせください。



# 特別徴収切替届出書

※この届出につきましては、個人事業主様が特徴  
義務者の場合、個人番号の記載は不要です。

(あて先)  かほく市長 宛	給 与 支 払 者  (特別徴収義務者)	法人番号														特別徴収義務者 指 定 番 号		新規
		住所(居所) 又は所在地	〒															
		フリガナ													連 絡 先	係 名		
		氏 名 又は名称														担当者氏名		
																電 話 番 号	( ) -	

下記の者を特別徴収としますので報告します。

												提 出 日	令和	年	月	日
給 与 所 得 者	受 給 者 番 号															
	フ リ ガ ナ															
	氏 名															
	住 所 ( 居 所 )															
	生 年 月 日	明 治 昭 和	大 正 平 成	年	月	日										
普通徴収で何期分まで納付していますか (該当するものすべてに「○」をしてください)		1 期	2 期	3 期	4 期	未納付										
何月分から特別徴収で納付しますか		令和	年	月分(	月	日納期限分)	納 入 書 の 送 付	要	(納入書を利用し、納付) します							
備 考								不要	(金融機関の地方税納入 サービス等を利用し、 納付します)							

★記入の仕方がご不明な場合は、【記載例】をご確認いただくか、かほく市税務課(076-283-1114)までお問い合わせください。

※この届出につきましては、個人事業主様が特徴義務者の場合、個人番号の記載は不要です。

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(この届出書は、給与支払者の所在地移転や名称の変更などがあった場合に速やかに提出してください。)

かほく市長 宛 令和 年 月 日 提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号											指 定 番 号			
		住所又は所在地	〒													
		氏名又は名称	担当者	係												
				氏名							( ) -					
氏名又は名称	担当者	電 話							(内線 ) 番)							

※所在地・名称・住所・氏名には誤読をさけるため必ずフリガナをつけてください。

	変 更 前	変 更 後												
法人番号														
フリガナ														
住所又は所在地	〒										〒			
フリガナ														
氏名又は名称														
電 話	( ) -			(内線 )			( ) -			(内線 )				

該当する□にチェックしてください。

変更理由	1. 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 新法人の設立	2. 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> その他 ( )	3. 合併・統合 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し合併	4. その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 事務所等の廃止 <input type="checkbox"/> その他 ( )	◎送付先の設定・変更 書類の送付について上記以外の場所を希望される場合、下記に記入してください。		
	送付先	フリガナ	住所又は所在地	〒			
変更年月日	令和 年 月 日	旧所在地の事務所等の存続の有無	有 ・ 無	付	フリガナ	氏名又は名称	電話番号 ( ) -
備考					先	電話番号 ( ) -	

※この届出につきましては、個人事業主様が特徴義務者の場合、個人番号の記載は不要です。

## 令和5年度 市民税・県民税（特別徴収）の納期の特例承認申請書

令和 年 月 日

かほく市長

申請者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称)

地方税法第321条の5の2およびかほく市税条例第46条の3の規定により、納期の特例を承認されるよう申請します。

### ① 特別徴収義務者

		法人番号									
住所 (所在地)	指定番号										
氏名 (名称)	担当者名 TEL ( )										

### ② 令和5年度に市民税・県民税を特別徴収する者の数（かほく市課税分）

人

### ③ 承認を受けようとする税額等

A 特別徴収年税額	円
B 納入済税額および月数	円 月分まで
C 今後納付すべき税額 (A - B)	円
D Cの11月分までの税額	円
E 12～5月分までの税額 (C - D)	円

### ④ 当市の徴収金について滞納、または納付・納入の遅延の事実がある場合はその事由

--

### ⑤ 最近1年以内に本申請書を提出し、取消の通知を受けたことの有無

有 ・ 無

※ 給与の支払を受ける者が10人以上になったときは、早急にその旨を届け出てください。

## ゆうちょ銀行(郵便局)の指定について

特別徴収義務者で払込金融機関にゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の『指定通知書』に利用されるゆうちょ銀行(郵便局)名を記入のうえ最初に納入される際に、そのゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

なお、石川県内の特別徴収義務者は、できるだけかほく市指定金融機関、または、かほく市収納代理金融機関をご利用くださるようお願いいたします。

令和5年5月

ゆうちょ銀行支店長 様  
(郵便局長)

石川県かほく市長  
油野 和 一 郎



## ゆうちょ銀行(郵便局)指定通知書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、当市の市民税・県民税特別徴収税額の取扱店(局)に指定したので通知します。

1 口座番号	00780-8-960338
1 加入者の名称	かほく市会計管理者
1 取りまとめ局	金沢貯金事務センター

